

学生生活に関する注意事項等について

令和3年11月11日

米子地区学生 各位

医学部長

新型コロナウイルス感染予防対策等や学生生活に関するメッセージについては、本学の方針が定まり次第、随時皆さんへ発信しているところです。

現在、全国的な感染者数は減少傾向ではありますが、引き続き医学部学生として高い意識と責任・自覚をもち、感染防止に最大限の注意を払いながら、くれぐれも慎重に行動してください。

11月11日（木）以降の学生生活に関する注意事項について、以下のとおりお知らせしますので、必ず遵守してください。

記

○感染の予防に関する基本的事項

- ◆マスクの着用、こまめな手洗い・換気を行う。
- ◆ソーシャルディスタンスの確保（概ね2m）
- ◆毎朝体温を測定し、自身の健康状態を把握する。
- ◆発熱又は風邪の症状がある場合は無理せず、自宅で療養。
- ◆生協食堂では会話を慎み、食事後は速やかに退出すること。

○国外旅行、国内旅行、帰省など県をまたぐ移動

- ◆国外への旅行等は原則禁止とします。
- ◆国内旅行等について、不要不急の移動は、できる限り自粛すること。

※国内流行地

山陰両県外の全ての都道府県を流行地と考えます。（※R3.11.4 現在）

※変更があった際には学務支援システム掲示板にてお知らせしますので、必ず確認してください。

- ◆やむを得ない事情で国内流行地へ移動する場合は、事前申告・事後報告書を必ず学務課窓口に提出すること。

様式はこちら → [国内流行地への移動に関する事前申告・事後報告書](#)

※文字をクリックしてください。

- ◆原則として、感染流行地への不要不急の移動は、自粛すること。

文部科学省からも、学生一人一人に対し感染流行地への不要不急の移動を控える

よう注意喚起がなされていますので、現在の社会状況を踏まえ、行動には十分留意してください。また、自己都合で移動された場合は、特例の欠席には該当しません。

※やむを得ない事情により感染流行地へ移動する必要がある場合は、学務課教務係へ事前に相談すること。

※やむを得ない事情とは、原則として病気治療、忌引き、結婚式（2親等以内の親族のみ）、成人式への出席、就職活動等が該当します。

※やむを得ない事情で観察期間を確保できない場合は、早めに学務課に申し出てください。

(※なお、帰着後、5日経過後に自費でPCR検査を受け、陰性であった場合は帰着後1週間後から授業・実習に参加することを可能とします。)

◆山陰両県外から鳥取県にきた人とやむを得ず接触する場合には、飲食は自粛し、感染対策を十分したうえで用件のみ短時間で済ませるようにしてください。

○3つの密（密閉空間、密集場所、密接場面）の回避

◆カラオケ店、ゲームセンター、パチンコ店など換気が悪く、人の密集する施設への立ち入りの禁止。

◆個別の会食は4名以内で、かつ短時間としてください。

◆団体での会食は自粛してください。

特に飲酒を伴う会食、長時間、大勢で集まるなど、感染リスクが高まることは厳に慎むこと。自宅の会食であっても気を緩めず、同様の注意を払ってください。

◆居酒屋、カラオケ店などの飲食・接客を伴うアルバイトは、できる限り自粛してください。

○課外活動について

◆自習室の使用については、当面の間、以下のとおりとします。

1. ヒポクラテスルーム

平日：16時30分～21時、土日祝日：8時30分～21時

2. アレスコ棟チュートリアル室1～10

平日：16時30分～21時、土日祝日：8時30分～21時

※収容率50%、5人以内で使用可能。

※通常通り、1週間前までに使用願を提出して許可をうけること。

3. アレスコ棟学生ラウンジ

平日のみ：7時～21時

対面で座らないようにしてください。なお、飲食は禁止とします。

4. 国家試験自習室について

医学科6年生：課外活動施設棟 平日、土日祝日とも 7時～23時

看護4年生：学生自習室 平日、土日祝日とも 8時30分～23時

検査4年生：大学会館集会室4～6 平日、土日祝日とも 8時30分～23時

◆課外活動指針は現在レベル2です。詳細は下記を参照すること。

鳥取大学医学部ホームページ→「【学生・教職員の皆様へ】 新型コロナウイルス感染症対策への対応（米子地区）」→2.課外活動について→「新型コロナウイルス感染拡大防止のための課外活動指針」を参照してください。

URL: <https://www.med.tottori-u.ac.jp/3823/28033.html>

※国内流行地へ移動した方は、米子帰着後14日間は課外活動に参加しないでください。

※なお、臨床系実習に参加する学生さんは、学内での課外活動を許可します。

○その他

◆臨床系実習中の学生は、実習に伴う誓約書に基づいた行動を遵守すること。

※新型コロナワクチン接種を終えた学生についても気を緩めることなく、医学部の行動指針に従って慎重に行動してください。

【罹患等した場合の対応】

令和2年12月4日付けで周知した改訂版「COVID-19 関連対応マニュアル(学生向け)」により対応すること。